（標章等の再交付の申出）

第六条の四　標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

２　前項の規定による申出は、別記様式第十の申出書を提出して行うものとする。

（標章等の返納）

第六条の五　標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一　当該車両が緊急輸送を行うものでなくなつたとき。

二　標章等の有効期限が到来したとき。

三　標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

（令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第六条の六　［略］

（公用令書等の様式）

第七条　令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第十一から別記様式第十三まで、別記様式第十四及び別記様式第十五のとおりとする。

別記様式第6（第6条関係）

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急輸送車両確認申出書

申出者　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　）　局　番
	氏名	
備考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

（令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第六条の二　［同上］

（公用令書等の様式）

第七条　令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

［様式を加える。］